

電気自動車用充電スタンドが無料で利用できます

市では、低炭素社会の実現に向け、電気自動車の普及、活用による地域の活性化を図るため、**電気自動車用の充電スタンドを市内3カ所に設置**しました。充電スタンドは、電気自動車を所有する一般のかたも**無料で**利用できます。

電気自動車用スタンド設置場所

設置場所	市役所西側駐車場	焼山：十和田湖温泉スキー場駐車場	休屋：多目的広場
設置場所			
受付窓口	<ul style="list-style-type: none"> 平日の午前8時30分～午後5時15分までは企画調整課 休日および平日の上記以外の時間は市役所直室 ☎5111 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の家 ☎2007 (第3水曜日休館) アネックススポーツランド ☎1616 (第1月曜日休館) 	十和田ビジターセンター ☎2368
利用期間	通年利用	11月9日(金)まで ※冬期間閉鎖とします	
利用時間	午前7時～午後9時	午前9時～午後4時30分	
利用料金	無 料		
スタンドの種類	<ul style="list-style-type: none"> 急速充電スタンド 1基 普通充電スタンド 1基 	急速充電スタンド 1基	中速充電スタンド 1基

※プラグインハイブリッド車の充電は、普通充電スタンドのみ対応しています。

利用方法

上記の受付窓口で使用願に必要事項を記入の上、運転免許証を提示し、EV急速充電用認証カードを借用してから利用してください。

充電時間

(例) 国産電気自動車で、バッテリー残量30%から80%に充電するのに要する時間
※時間はあくまでも目安です。

急速充電スタンド	約30分
中速充電スタンド	約40分
普通充電スタンド	約4時間

住宅リフォーム改修工事費用の一部を補助します

市では、住宅の耐震性や省エネ性能などを向上させる住宅リフォームを促進するため、改修工事費用の一部を補助します。

対象となるかた

- ▼十和田市に住宅を所有し、かつ、その住宅にお住まいのかた
- ▼市税および国民健康保険税の滞納がないかた

対象となる既存住宅

- ◆1戸建ての住宅
- ※新築住宅を除く
- ◆マンションなどの共同住宅
- ※賃貸住宅は除く

補助対象となる改修工事

- 次の①～④の全ての要件に該当するものが対象となります。
- ①総工費が50万円以上で、③に該当する改修工費が25万円以上
 - ②市内に本店がある建設業の許可を有する業者が施工すること
 - ③次のいずれかの住宅性能向上を満たす改修工事
- ▽耐震性能
 - ▽省エネルギー性能
 - ▽バリアフリー性能
 - ▽克雪性能
 - ▽防災性能

補助の額

- ▼耐震 20% (上限60万円)
- ▼耐震以外 10% (上限20万円)

申込方法

次の書類を都市整備建築課に持参し、提出してください。(業者代理申請可・郵送不可)

- ▽補助金交付申請書
- ▽各種添付書類(図面・工事費内訳書など)

受付期間

6月1日(金)～12月5日(水)

※申込受付後に審査の上、対象者に交付決定の通知をします。交付決定前に工事着工した場合は、対象となりません。また、他の補助制度と併用できない場合がありますのでご注意ください。

※申請状況により、期間終了を待たず、受け付けを締め切る場合があります。

※詳しくは、当課備え付けのパンフレットや市ホームページをご覧ください。